

ペットと楽しく暮らすために

問い合わせ／環境課計画担当（内線3126）

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を行いましょう

生後91日以上の子犬の飼い主は、市への登録と狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられており、登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回、必ず受けなければなりません。

狂犬病は、発症すると致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。近年、国内では発生していませんが、国外で感染した方が帰国後発症・死亡した事例がありました。

狂犬病を防ぐためには、予防注射を行うことが最も有効です。集合注射会場又は動物病院で、必ず狂犬病予防注射を行ってください。

【定期集合狂犬病予防注射を実施します】

とき・ところ／右表のとおり

費用／3,500円（注射料2,950円＋注射済票交付手数料550円）※飼い犬の新規登録を行う場合は更に登録手数料3,000円が必要

注意／○犬には必ず首輪をして、制御できる大人がご来場ください。○飼い犬の健康状態に異常がある場合や妊娠している場合、以前に予防注射を受けて異常があった場合等は、受付時に申し出てください。○登録内容に変更が生じた場合は、手続きをしてください



	とき	ところ
4月11日(火)	9:30～10:15	コスモスアリーナ ふきあげ
	10:50～11:40	石田堤公園
	13:30～15:00	鴻巣公園
4月13日(木)	9:30～11:00	田間宮生涯学習センター
	13:30～15:00	あたご公民館
4月16日(日)	13:00～15:00	鴻巣市役所
	13:00～14:00	川里支所
	15:00～16:00	吹上支所
4月18日(火)	9:30～10:20	常光公民館
	10:40～11:30	笠原公民館
	13:30～15:00	川里支所
4月20日(木)	9:30～11:00	箕田公民館
	13:30～15:00	鴻巣市役所

犬のふんは放置せず、きちんと後始末を

散歩中などの犬のふんの後始末は飼い主の責任です。一部の心ない飼い主のために、愛犬家全体に悪いイメージが持たれてしまいます。飼い犬のふんは必ず持ち帰ってください。市では犬のふんでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています。



ペットのための防災対策をしましょう

突然の災害はペットにも大きなストレスを与えます。慣れない避難所で、大勢の人や見知らぬ動物と一緒に生活することは、体調を崩す原因となります。普段から健康状態に注意することはもちろん、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておくなどのしつけも大切です。

また、避難所では、人に対する準備はされていますが、ペットの備えは基本的に飼い主の責任となります。救援物資が届くまでに時間がかかりますので、ペットの食べ物、水、薬、食器、トイレ用品などは、少なくとも5日分は用意しましょう。

マイクロチップの装着が義務化されました

令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化され、飼い主になる方は飼い主情報をご自身の名義に変更する必要があります。犬や猫を譲りうけた場合や拾った場合も同様です。

マイクロチップを装着することはもちろん、突然の迷子や災害などに備えて首輪や迷子札などを付け、飼い主がわかるようにしましょう。

